

農林水産省からの指示に関するお詫びとお知らせ

当社は、2022年7月15日に農林水産省より、冷凍バチマグロの一部に係る原産国表示（船籍表示）の不適正表示について、下記のとおり、食品表示法に基づく指示を受けました。多くのお取引先の皆様に多大なご心配をおかけする事態となりましたことを、ここに心より深くお詫び申し上げます。なお、既に上記指示に先立って不適正表示の発覚後から再発防止に努めており、現在販売している冷凍バチマグロの表示は適正なものとなっておりますことを申し添えさせていただきます。

当社は、今回の指示の内容を真摯に受け止め、あらためて再発防止と管理体制の強化に取り組み、社内体制の整備を図るとともに全社を挙げてコンプライアンスの徹底を図り、信頼回復に努める所存です。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 食品表示法に基づく指示

当社は、以下2の表のとおり、冷凍バチマグロの一部について、食品表示基準に違反する原産国表示（船籍表示）をして販売を行ったことから、食品表示法第6条第1項の規定に基づく指示を受けたものであります。

指示の概要は以下のとおりです。

- (1) 販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示がある場合は、適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 不適正な表示を行った原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) 食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示制度の遵守を徹底し、再発防止策を適切に実施すること。これにより、基準に違反する不適正な表示を行わないこと。
- (4) 全ての役職員に対し、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) 上記に基づき講じた措置について報告書に取りまとめ、令和4年8月15日までに、農林水産大臣あてに提出すること。

2. 不適正表示の概要

不適正表示内容	販売期間	不適正表示本数
中国・日本・セーシェル・バヌアツ・コートジボワール等船籍の冷凍バチマグロを台湾等船籍と表示していた。	2018年4月～ 2021年10月	23,530本

上記不適正表示は、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に対する認識の欠如、並びに食品表示制度についての内容確認及び管理体制の不備によるものであります。

以上

2022年7月16日

築地魚市場株式会社